3　法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、その年中の同項に規定する上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額の合計額とする。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額から控除する。

第四条の三の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項各号列記以外の部分中「配当等」を「利子等又は配当等」に改め、同項第一号中「第二百二十四条第一項から第三項まで」を「第二百二十四条」に改め、同項第二号中「第四号」を「第六号」に、「配当等」を「利子等又は配当等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項第二号中「投資信託」の下に「（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）」を加え、「に係る配当等」を削り、同項第五号中「（第四条の六の二第十二項において「投資口」という。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第八条の五第一項に規定する政令で定める利子等は、次に掲げるものとする。

一　法第三条第一項に規定する一般利子等

二　法第三条第一項第四号に掲げる利子

三　国内において発行された公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権の利子又は収益の分配（国外において支払われるものに限るものとし、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるものを除く。）

四　法第三条の三第一項に規定する国外一般公社債等の利子等（国内における同項に規定する支払の取扱者（次号において「支払の取扱者」という。）を通じて交付を受けるものに限るものとし、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるものを除く。）

五　法第三条の三第二項に規定する国外公社債等の利子等（国内における支払の取扱者を通じて交付を受けるもの及び国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるものを除く。）

第四条の五第二項中「同法」を「所得税法」に改め、同条第九項中「第二百二十四条第一項から第三項まで」を「第二百二十四条」に改め、同条第十項中「第四条の三第二項」を「第四条の三第三項」に改める。

第四条の六第一項中「第四条の二第一項各号」を「第四条の二第四項各号」に改め、同条第二項中「委託者指図型投資信託約款その他これに類する書類」を「委託者指図型投資信託約款又は同法第四十九条第一項に規定する委託者非指図型投資信託約款」に改める。

第四条の六の二第一項中「定める」の下に「利子等又は」を加え、同項第一号中「掲げる」の下に「利子等又は」を加え、同項第二号中「第百六十一条第五号」を「第百六十一条第四号に掲げる利子等又は同条第五号」に、「うち」を「うち、」に、「配当等に」を「利子等又は配当等に」に改め、同条第四項中「第三十七条の十一の三第二項」を「第三十七条の十一第二項」に改め、同条第九項第一号中「第二百二十四条第一項から第三項まで」を「第二百二十四条」に改め、同項第二号中「同条第一項第二号」を「同条第一項第一号、第二号」に改め、同項第三号中「規定する」の下に「利子等又は」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　法第三条の二の規定の適用については、当該支払の取扱者を同条に規定する利子等又は配当等の支払をする者とみなす。

第四条の六の二第十項中「第二百二十四条第一項から第三項まで」を「第二百二十四条」に改め、「並びに法」の下に「第三条の二及び」を加え、同条第十一項中「第四条の三第二項」を「第四条の三第三項」に改め、同条第十二項中「その内国法人の発行済株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人にあつては、発行済みの投資口）又は出資の総数又は総額の百分の三以上に相当する数又は金額の株式（投資口を含む。）又は出資を有する個人（以下この項において「大口株主等」という。）を「当該内国法人に係る法第九条の三第一号に規定する大口株主等（以下この項において「大口株主等」という。）に該当する個人」に、「当該大口株主等」を「当該個人」に改める。

第五条の三第二項中「同条第六項まで、」を「同条第六項まで並びに」に、「及び第二項」を「及び第三項」に改める。

第五条の四第九項及び第五条の五第八項中「同条第四項、」を「同条第四項並びに」に、「及び第二項」を「及び第三項」に改める。

第五条の六第五項中「同項、」を「同項並びに」に、「及び第二項」を「及び第三項」に改める。

第五条の六の二第六項、第五条の六の三第五項、第五条の六の四第二項及び第五条の七第一項中「及び第二項」を「及び第三項」に改める。

第十四条第一項中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」の下に「（平成十四年法律第九十四号）」を加える。

第十九条の三第十一項中「株式等」を「一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得又は同条第二項に規定する上場株式等」に改め、同条第十三項中「株式等に係る譲渡所得等」を「一般株式等に係る譲渡所得等又は法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等」に、「第二十五条の八第十二項」を「第二十五条の八第十四項（第二十五条の九第十三項において準用する場合を含む。）」に、「同項」を「第二十五条の八第十四項」に改め、同条第十五項中「株式等」を「一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得又は同条第三項に規定する上場株式等」に、「同項に」を「同条第一項に」に改め、「第二十五条の十一第四項」の下に「又は第五項」を加え、「同項中」を「これらの規定中」に改め、同条第二十三項中「又は承継特定株式の」を「若しくは承継特定株式の」に改め、「支払をする者」の下に「又は特定株式若しくは承継特定株式につき所得税法第二百二十四条の三第三項に規定する金銭等の交付をする場合における当該交付をする者」を加え、「所得税法」を「同法」に、「個人」とし、特定株式又は承継特定株式につき同法第二百二十四条の三第三項に規定する金銭等の交付をする場合における当該交付をする者に対する同法第二百二十五条第一項の規定の適用については、同項第十一号中「居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者」とあるのは「個人」を「「個人」に改める。

第十九条の四第五項第二号中「第二十五条の十の二第二十六項」を「第二十五条の十の二第二十五項」に改め、同条第七項中「第二十五条の八の二第四項」を「第二十五条の九の二第四項」に、「及び第三十七条の十」を「、第三十七条の十及び第三十七条の十一」に改め、同条第九項中「及び第三十七条の十」を「、第三十七条の十及び第三十七条の十一」に改め、同条第十一項中「株式等に係る譲渡所得等」を「一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等」に、「株式等の」を「一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得又は上場株式等の」に改める。

第二十条の二第十三項中「施行されるもの」の下に「（同項第五号に掲げる区域内において施行される事業にあつては、同号に規定する認定集約都市開発事業計画に係る同号イに規定する集約都市開発事業に限る。）」を加え、同条第十四項第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「、都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域又は同法第六十七条に規定する認定整備事業計画（当該認定整備事業計画に同条に規定する都市再生整備事業の施行される土地の区域の面積が〇・五ヘクタール以上であることが定められているものに限る。）の区域」を削り、同項に次の三号を加える。

三　都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域

四　都市再生特別措置法第六十七条に規定する認定整備事業計画（当該認定整備事業計画に同条に規定する都市再生整備事業の施行される土地の区域の面積が〇・五ヘクタール以上であることが定められているものに限る。）の区域